

消費生活センターだより

発行 佐野市消費生活センター
佐野市高砂町1番地(市役所5階)
TEL 0283-20-3015 令和7年度②

知らない業者から電話が来て「ガス」や「給湯器」の無料点検とか、「羽毛布団のクリーニングをする」ため訪問したいと言われて、訪問の約束をしてしまった、という相談が増えています。

【相談事例1】

ガスの無料点検をすると電話がかかってきた

自宅に「ガスの無料点検をするので、明後日訪問します」という電話があり、業者の名前がよく聞き取れなかったが訪問の約束をした。

念のため、ガスの契約先に「無料点検をするという電話をかけたか」と問い合わせたところ、「そういう電話はかけません」と言われた。どこの誰が来るのかわからないのに約束してしまって、どうしよう。断りたいのに、業者名も連絡先もわからない。



【相談事例2】

羽毛布団のクリーニングをすると電話がかかってきた

自宅に「〇〇ですが、羽毛布団のクリーニングをするので、後日訪問してもよいですか」という電話があり、業者名がよく聞き取れなかったが、付き合いのある業者だと思ったので「ああ、〇〇布団店さんね。お願いします」と答え、訪問の約束をした。

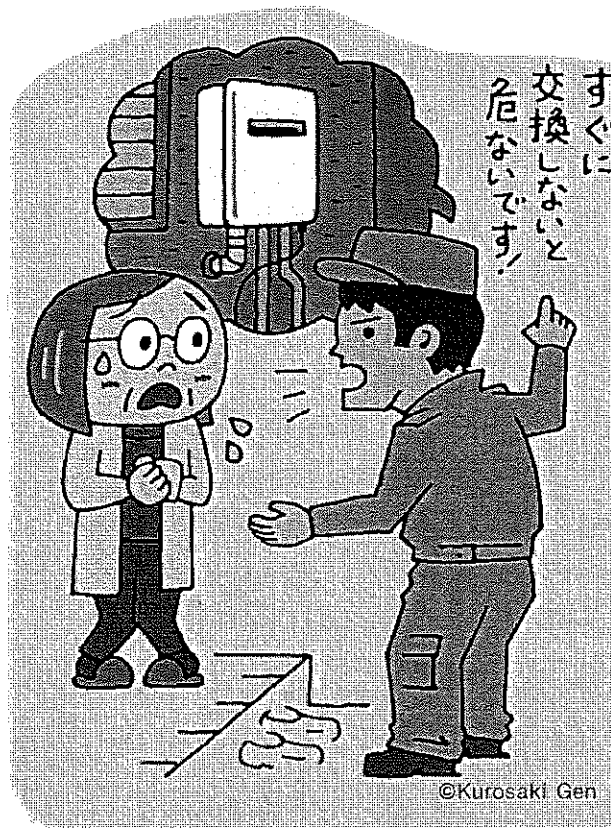
しかし、そのような電話は初めてかかってきたので、布団店に電話をし、そういう電話を掛けているのか聞いたところ、そんな電話はしていないと言われた。断りたくても電話をかけてきた業者名も連絡先もわからない。



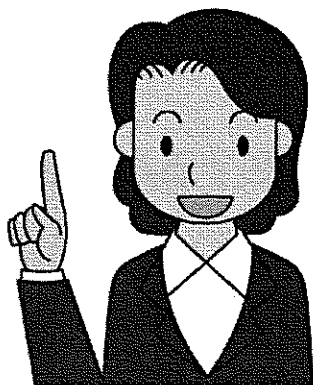
【相談事例 3】

給湯器の無料点検をすると電話がかかってきた

数日前、高齢の親の所に知らない業者から電話があり「給湯器の無料点検をしています。後日ご自宅に伺います。」というので来てもらったら「これはもう古いので交換が必要だ。」と言われ、高額な契約をしてしまったと聞いた。不審に思い、消費生活センターに相談してクーリング・オフの手続きをした。間に合って良かった。



トラブルにあわないためのアドバイス



- (1)突然、電話や来訪があっても、見知らぬ業者は安易に対応しないようにしましょう。
- (2)その場ですぐに契約しないようにしましょう。
- (3)点検商法による契約をきっかけに、同じ消費者に対し unnecessaryな契約を次々と契約させる「次々販売」へとつながるケースも多くみられます。
- (4)特に高齢者に被害が多く報告されています。ご家族や周囲の人は、身近な高齢者に変わった様子がないか、家の中に見慣れない書類や名刺などがいないかなど、気を配りましょう。
- (5)不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等にへ相談しましょう。

イラスト みまもり新鮮情報第 478 号ほか

佐野市消費生活センター ☎0283-20-3015(市役所5階)

(相談日時) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝休日・年末年始を除く)

土日祝日は 消費者ホットライン (局番なし) 188 午前10時～午後4時